

第4章 地域公共交通の基本的な方針

市内公共交通の評価及び課題の整理を踏まえ、本市の地域公共交通の基本的な方針を以下の通り設定しました。

1. 本市の交通将来像

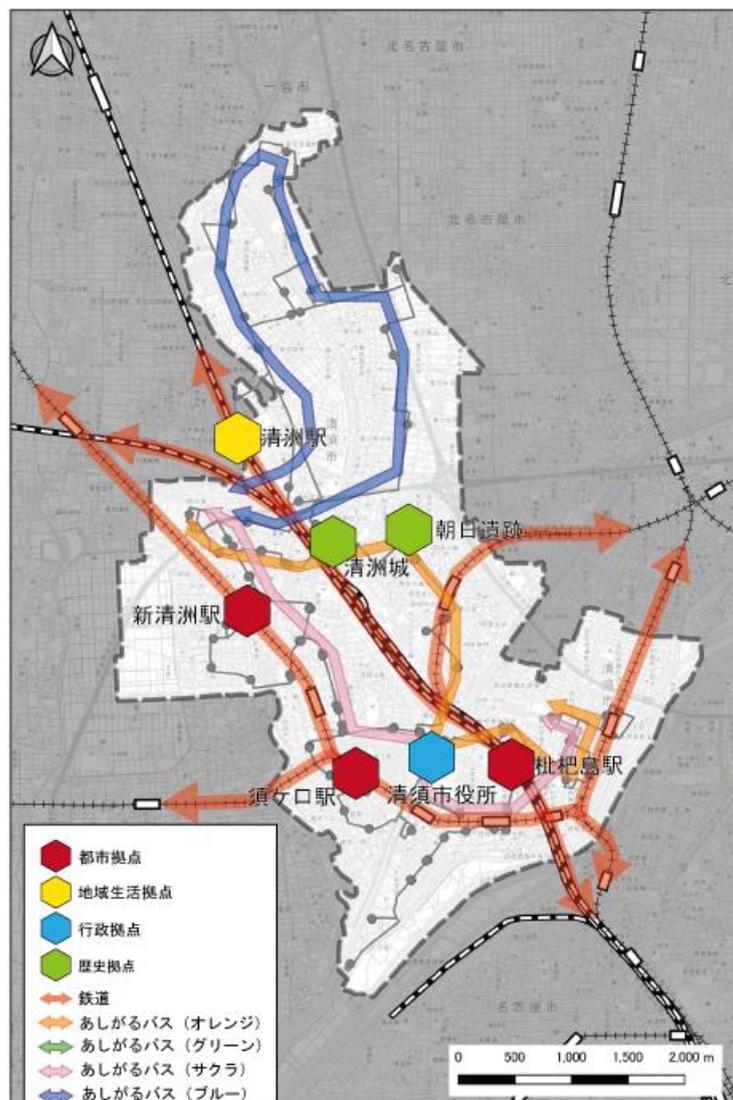
1) 交通将来像

上位・関連計画や現状分析を踏まえ、これまでの取組により形成してきた地域公共交通ネットワークを今後も持続的なものとする中で、「誰もが**快適**に移動しやすいまち清須」を目指します。

具体的には、人が集まる地域拠点を核として、核を繋ぐ幹となる市外交通(各鉄道路線、路線バス等)や幹をカバーする市内交通(あしがるバス等)を充実させ、誰もが**快適**に移動しやすいまちづくりを進めます。

清須市の交通将来像

誰もが**快適**に移動しやすいまち清須



2) 地域公共交通における位置づけ・役割

① 位置づけや役割

位置づけ	系統	役割	確保・維持策
広域幹線市外交通	各鉄道路線 名古屋市営バス	都市拠点から市外への広域市内と市外を結ぶ交通を担う。	支線との接続状況に配慮することで市内交通との乗継を増やすための利用促進により一定以上の需要を確保
支線(市内交通)	(各鉄道路線) コミュニティバス ・オレンジルート ・グリーンルート ・サクラルート ・ブルールート	市内各地域を運行し、軸となる広域幹線市内外の広域交通や地域拠点と接続する。	市内移動での公共交通利用促進及び地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)を活用し持続可能な運行を目指す。

② 地域公共交通確保維持事業の必要性

鉄道だけではカバーできない市内の移動については、本市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

具体的には、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担う以下の4ルートについて、国の支援による継続的な運行を目指します。

- オレンジルートは、地域拠点であるヨシヅヤ清洲店より南側の区域のうち主にJRの北側を運行し、買物に利用されるほか、清洲城、あいち朝日遺跡ミュージアム等の観光施設への移動手段を担う。また、ヨシヅヤ清洲店や清須市役所では他ルートと、枇杷島駅では広域幹線鉄道と接続し、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っている。一方で、本市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
- グリーンルートは、地域拠点であるヨシヅヤ清洲店より南側の区域のうち主にJRの南側を運行し、鉄道駅が多くスーパー銭湯もあることから、買物や通院だけではなく多様な目的での移動を担う。また、ヨシヅヤ清洲店や清須市役所では他ルートと、枇杷島駅や須ヶ口駅等では広域幹線鉄道と接続し、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っている。一方で、本市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
- サクラルートは、市内中央を縦断するようになり、幹線的な役割を果たす。また、ヨシヅヤ清洲店や清須市役所では他ルートと、枇杷島駅や新清洲駅等では広域幹線鉄道と接続し、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っている。一方で、本市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

- ブルールートは、春日地区を循環運行し、主に買物や通院等を目的とした地域の移動手段としての役割を担う。また、ヨシヅヤ清洲店では他ルートと、清洲駅では**広域幹線鉄道**と接続し、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っている。**一方で、本市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。**

2. 計画の基本方針

本市の交通将来像として掲げている「誰もが**快適に**移動しやすいまち清須」の実現に向けて、以下のとおり3つの基本方針を定めます。

「誰もが 快適に 移動しやすいまち清須」の実現に向けて	
基本方針Ⅰ	既存の鉄道網を生かした地域公共交通ネットワークの形成
基本方針Ⅱ	地域公共交通を利用しやすい環境整備の推進
基本方針Ⅲ	地域公共交通事業推進のための関係者の連携

1) 基本方針Ⅰ 既設の鉄道網を生かした地域公共交通ネットワークの形成

- 本市は総面積 1,735ha、東西約 5.5km、南北約 8.0km とコンパクトなまちであり、市内には**複数9つ**の鉄道駅があるという強みがあります。
- この特性は引き続き今後も生かしていくべきものであり、**主要な駅を核とした拠点整備を進めるとともに、市内外の拠点間を結ぶネットワークの充実に取り組み、この点を踏まえて、コミュニティバスを中心とした市内移動の利便性向上を図ります。**
- また、福祉施策や観光施策と連携しながら、**市内移動コミュニティバスを補完するための取組を推進し、障害者・要介護者も含めた移動環境を整えます。**

2) 基本方針Ⅱ 地域公共交通を利用しやすい環境整備の推進

- **平成30年度に実施した市民満足度調査では、コミュニティバスを利用したことがある市民の割合は16.0%にとどまっていた。このことを踏まえ、今後は、地域公共交通ネットワークの形成に加えて、地域公共交通への親しみやすさやを利用しやすい環境整備を推進し、地域公共交通を利用する人の増加を図ります。**
- **鉄道やバス、タクシーなどの交通モード間で連携し、情報共有・発信を行うことで、スムーズで切れ目のない快適な移動環境づくりを推進します。**
- **特に近年は、日本国内でバス情報のオープンデータ化の動きが急激に進んでおり、本市としても、バス情報を民間企業等に活用してもらうことを念頭に置きながら、オープンデータの作成・提供に向けた取組を進めます。**

3) 基本方針Ⅲ 地域公共交通事業推進のための関係者の連携

- これまでにも、地域公共交通会議の開催などを通じて、市民、交通事業者などとの連携を図ってきたところですが、少子高齢化の進行など社会経済情勢が変化する中であっても、地域

公共交通を確保・維持していくために、引き続きアンケート調査等により市民や利用者の意見を反映しながら、市民、交通事業者などの多様な関係者と連携を図りながら、協働して地域公共交通事業の推進に取り組みます。